

JENSモバイルコネクションサービス契約約款

平成14年10月 1日 制定

平成23年 4月21日 改定

ソフトバンクテレコム株式会社

JENSモバイルコネクションサービス契約約款

目次

第1章 総則	3
第1条（取扱いの準則）.....	3
第2条（約款の変更）.....	3
第2章 JENSモバイルコネクションサービスの品目等	3
第3条（JENSモバイルコネクションサービスの品目）.....	3
第4条（提供区域）.....	3
第3章 利用契約	3
第5条（利用資格）.....	3
第6条（利用契約の単位）.....	3
第7条（利用申込）.....	3
第8条（利用申込の承諾）.....	3
第9条（最低利用期間）.....	3
第10条（権利譲渡の禁止）.....	3
第11条（お客様の地位の承継）.....	3
第12条（お客様の氏名等の変更）.....	4
第13条（当社が行う利用契約の解除）.....	4
第14条（お客様が行う利用契約の解除）.....	4
第4章 料金等	4
第15条（料金等）.....	4
第16条（加入料の支払義務）.....	4
第17条（月額基本料の支払義務）.....	4
第18条（料金等の支払い）.....	4
第19条（割増金）.....	4
第20条（遅延損害金）.....	4
第5章 提供の停止等	5
第22条（提供の停止）.....	5
第23条（禁止される行為）.....	5
第24条（提供の中止）.....	5
第25条（通信利用の制限）.....	5
第26条（サービスの廃止）.....	6
第6章 雑則	6
第27条（機密保持）.....	6
第28条（損害賠償の範囲）.....	6
第29条（保守）.....	6
第30条（お客様の義務）.....	6
第31条（免責）.....	6
第32条（個人情報の利用）.....	6
第33条（準拠法）.....	7
第34条（管轄裁判所）.....	7
別表第1号 料金等および計算方法	8
附則1	9
附則2	9
附則	9

第1章 総則

(取扱いの準則)

- 第1条 当社は、電気通信事業法(以下「法」といいます。)その他の法令の規定に基づき当社が定めたこのJENSモバイルコネクションサービス契約約款(以下「この約款」といいます。)によってJENSモバイルコネクションサービスを提供します。
- 2 この約款は、平成17年11月30日において、この約款に基づいてJENSモバイルコネクションサービスに係る利用契約を締結しているもの限り適用します。

(約款の変更)

- 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のJENSモバイルコネクションサービス契約約款によります。

第2章 JENSモバイルコネクションサービスの品目等

(JENSモバイルコネクションサービスの品目)

- 第3条 JENSモバイルコネクションサービスの品目は、次のとおりとします。

品目	内容
JENSモバイルコネクションサービス タイプA	株式会社ウィルコムが提供する「AIR-EDGE」を利用してインターネット接続を提供するサービス

(提供区域)

- 第4条 JENSモバイルコネクションサービスの提供区域は、全国のAIR-EDGEサービスエリアとします。

第3章 利用契約

(利用資格)

- 第5条 JENSモバイルコネクションサービスの利用申込をする方は、株式会社ウィルコムが提供する「AIR-EDGE」の契約者である必要があります。

(利用契約の単位)

- 第6条 JENSモバイルコネクションサービスの利用契約の単位は、JENSモバイルコネクションサービスの1加入毎に締結致します。

(利用申込)

- 第7条 JENSモバイルコネクションサービスの利用申込をする方は、当社が別に定める契約申込書に次の事項を記載して当社に提出してください。
- (1) 利用申込をする方の氏名または商号および住所または居所、法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 利用開始希望年月日
 - (4) その他JENSモバイルコネクションサービスの提供に必要な事項

(利用申込の承諾)

- 第8条 当社は、お客様から利用申込を承諾したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き利用申込を承諾致します。
- (1) 利用申込をする方が、JENSモバイルコネクションサービスの料金等、割増金または遅延損害金の支払いを怠り、または怠るおそれがあるとき
 - (2) 当社の業務の遂行上または技術上著しい困難があるとき

(最低利用期間)

- 第9条 JENSモバイルコネクションサービスの最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算して、6ヶ月間とします。
- 2 お客様は、JENSモバイルコネクションサービスの提供の開始前に利用契約の解除を行なった場合、当社が定める期日までに最大アカウント数に相当する月額基本料に6ヶ月を乗じた金額を当社に対して支払わなければなりません。
 - 3 お客様は、JENSモバイルコネクションサービスの最低利用期間内に利用契約の解除を行なった場合、当社が定める期日までに最大アカウント数に相当する月額基本料に残余月数を乗じた金額を当社に対して支払わなければなりません。

(権利譲渡の禁止)

- 第10条 お客様は、JENSモバイルコネクションサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

(お客様の地位の承継)

- 第11条 相続または法人の合併によりお客様の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続す

る法人もしくは合併により設立された法人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知してください。

- 前項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知してください。これを変更したときも同様とします。
- 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします。

(お客様の氏名等の変更)

第12条 お客様は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知してください。

(当社が行う利用契約の解除)

- 第13条 当社は、第22条(提供の停止)の規定によりJENSモバイルコネクションサービスの利用を停止されたお客様が、提供の停止期間中になおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
- 当社は、お客様が第22条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなくその利用契約を解除することがあります。
 - 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。

(お客様が行う利用契約の解除)

第14条 お客様は、利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする月の末日の3ヵ月前までに書面によりその旨を当社に通知してください。

第4章 料金等

(料金等)

第15条 JENSモバイルコネクションサービスの料金、(以下「料金等」といいます。)は次のとおりとします。

区分	内容
加入料	利用契約締結の際に支払う、別表第1号の第1項の各号に定める料金
月額基本料	利用開始日以降毎月支払う、別表第1号の第1項の各号に定める料金であって、別表第1号の第3項に定める計算方法により計算されるもの

(加入料の支払義務)

第16条 お客様は、利用申込を行い、当社からその承諾を受けたときは、加入料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する加入料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額とします。尚、加入料は、解約時にも返却いたしません。

(月額基本料の支払義務)

- 第17条 お客様は、当社が利用契約に係るJENSモバイルコネクションサービスの提供を開始した日から起算して、その利用契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一である場合は、1日間とします。)について、月額基本料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する月額基本料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。
- お客様は、第22条(提供の停止)の規定によりJENSモバイルコネクションサービスの提供を停止された場合であっても提供停止期間中における月額基本料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する月額基本料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の支払い)

第18条 お客様は、JENSモバイルコネクションサービスの料金等について、当社が別に定める期日までに、当社の指定する金融機関又は当社の事業所等において支払わなければなりません。

(割増金)

第19条 JENSモバイルコネクションサービスの料金等を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければなりません。

(遅延損害金)

第20条 お客様は、JENSモバイルコネクションサービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

第21条 削除

第5章 提供の停止等

(提供の停止)

第22条 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、JENSモバイルコネクションサービスの提供を停止することがあります。

- (1) JENSモバイルコネクションサービスの料金等、割増金または遅延損害金を支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (2) 第23条(禁止される行為)で定めるいずれかの禁止行為に該当すると当社が判断したとき
 - (3) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (4) 前各号の掲げる事項のほか、この約款の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼすおそれのある行為をしたとき
- 2 当社は、前項の規定によりJENSモバイルコネクションサービスの提供を停止しようとするときはあらかじめ、その理由、実施期日および実施期間をお客様に通知します。ただし、当社が緊急に前項の規定によりJENSモバイルコネクションサービスの提供を停止する必要があると判断を行う場合は、当社はただちにJENSモバイルコネクションサービスの提供を停止することができるものとします。またこの場合、当社はお客様に対して、サービス停止後にその理由、実施期日および実施期間をお客様に通知します。

(禁止される行為)

第23条 JENSモバイルコネクションサービスの利用において、次の各号の行為を禁止します。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (3) 第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつくもしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (10) 第三者になりすましてJENSモバイルコネクションサービスを利用する行為
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 迷惑メール(無断で第三者に送信される、広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール又は社会通念上第三者に嫌悪感を抱かせるもしくはそのおそれのある電子メールをいいます。)を送信する行為
- (13) 顧客勧誘の手段に、迷惑メールを利用するWebサイトの運営を行う行為
- (14) 第三者の設備等またはJENSモバイルコネクションサービスの設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) Webサイトもしくは電子メール等を利用する方法により、第三者のID及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (22) その他、法令に違反する、もしくは違反のおそれのある行為、または公序良俗に違反し、もしくは第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(提供の中止)

第24条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、JENSモバイルコネクションサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) 第25条(通信利用の制限)の規定によるとき
 - (3) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、JENSモバイルコネクションサービスの提供を行うことが困難になったとき
- 2 当社は、前項の規定によりJENSモバイルコネクションサービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(通信利用の制限)

第25条 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、JENSモバイルコネクションサービスの提供を制限しまたは中止する措置を取ることがあります。

- 2 当社は、お客様がWebサイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト(一般社団法人インター

ネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。)に基づき、当該Webサイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。

(サービスの廃止)

- 第26条 当社は、都合によりJENSモバイルコネクションサービスの特定品目又はすべての品目を廃止することができます。
- 2 当社は、前項の規定によりJENSモバイルコネクションサービスの廃止を行う場合には、お客様に対し廃止する3ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。

第6章 雑 則

(機密保持)

- 第27条 当社は、利用契約の履行に際し知り得たお客様の業務上の機密(通信の秘密を含みます。)を、第三者に漏らしません。
- 2 刑事訴訟法、その他の法令の規定もしくは通信傍受法の定めに基づく強制的な処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当該開示請求の範囲で、当社は前項の守秘義務を負わないこととします。

(損害賠償の範囲)

- 第28条 当社は、JENSモバイルコネクションサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりお客様に直接損害を発生させた場合、JENSモバイルコネクションサービスの月額基本料を限度として損害賠償に応じるものとします。
- 2 当社は前項に規定された場合を除き、お客様に対して何らの責任を負いません。

(保守)

- 第29条 当社は、当社が設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。
- 2 当社は、当社電気通信設備の保守のためにJENSモバイルコネクションサービスの提供を一時中断することがあります。その場合、お客様には事前に通知を行います。またこの場合、第28条(損害賠償の範囲)に定める各規定は適用しません。

(お客様の義務)

- 第30条 お客様が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従ってください。特に研究ネットワークは営利目的として利用できません。
- 2 JENSモバイルコネクションサービスから得た情報は、転載、転売、その他如何なる使用に際しても、著作権者および当社の事前承認が必要です。
- 3 お客様は、当社から発行されたユーザIDおよびパスワード管理の責任を負います。ユーザIDおよびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出てください。
- 4 当社は、お客様にアカウントの管理(登録、削除、変更等)の権利および義務を委任するものとします。
- 5 お客様は、JENSモバイルコネクションサービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知してください。

(免責)

- 第31条 第三者が、ユーザID等を不正に使用する等の方法で、JENSモバイルコネクションサービスを不正に利用することにより、お客様または第三者に損害を与えた場合当社はその損害について何らの責任も負わないものとします。
- 2 当社は、JENSモバイルコネクションサービスの利用に関するお客様のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、応じられません。
- 3 当社は、JENSモバイルコネクションサービスの提供に関し、お客様に対してこの約款に定める以外の如何なる責任も負いません。
- 4 当社は、JENSモバイルコネクションサービスの完全な運用に努めますが、JENSモバイルコネクションサービスの中断、運用停止などによってお客様に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。
- 5 当社以外の電気通信事業者の電気通信回線設備に起因する事由により、お客様によるJENSモバイルコネクションサービスの利用が全くできない状態となったときは、当社は何らの責任を負いません。
- 6 当社は、加入者がJENSモバイルコネクションサービスによって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。また、JENSモバイルコネクションサービスの使用によりお客様に発生した如何なる損害についても、当社は責任を負いません。
- 7 JENSモバイルコネクションサービスの使用により、お客様が他の加入者または第三者に損害を与えた場合、当該加入者の責任と費用において解決していただき、当社に損害を与えないものとします。

(個人情報の利用)

- 第32条 当社は、プライバシーポリシー(総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年8月31日総務省告示第695号。以下同じとします。)」第14条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいい、当社は、同ポリシーをホームページ上において公表します。)に定めるところにより、お客様に係る情報(申込時またはサービス提供中に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。)を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
- (1) お客様からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内または情報の提供等のお客様に対する取扱い業務
- (2) 課金計算に係る業務
- (3) 料金請求に係る業務
- (4) 市場調査及びその分析

- (5) 当社または他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
 - (6) 当社サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、または同業務の遂行のため、当該協定事業者に対しお客様に係る個人情報を提供すること
 - (7) 情報通信業界の発展及びお客様のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
 - (8) 当社の電気通信サービスについての工事、保守または障害対応等の取扱い業務
 - (9) その他、当社サービス及びそれに付随するサービスの提供に必要な業務
- 2 前項に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。）第23条第4項に定めるものをいいます。）を行う場合においては、お客様に係る情報を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
- (1) 前項の第1号から第5号及び第7号（第1号については、当社を共同利用者に読み替えて適用するものとします。）に規定する業務等
 - (2) 当社と共同利用者に係る商品、サービスの提供可否判断及び提供
- 3 前項の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、当該お客様に係る情報について責任を有するものとします。
- 4 お客様は、前3項に定めるところにより当社がお客様に係る情報を利用することに同意していただきます。
- 5 当社は、別に定める共同利用者を「個人情報保護のための行動指針」において定めるものとします。

（準拠法）

第 33 条 この約款の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されます。

（管轄裁判所）

第 34 条 JENSモバイルコネクションサービスに関してお客様と当社との間に生ずる全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

別表第1号 料金等および計算方法

1. 加入料

品目	単位	料金
JENSモバイルコネクションサービス タイプA	1加入ごと に	¥20,000

2. 月額基本料

品目	単位	料金
JENSモバイルコネクションサービス タイプA	1アカウントごとに	¥1,000

3. 料金の計算方法

- ア 当社は、お客様がその利用契約に基づき支払う月額基本料は、料金月（1の暦月の起算日（当社が利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- イ 当社は、次の場合が生じたときは、月額基本料をその利用日数に応じて日割します。
- (ア) 料金月の初日以外の日でJENSモバイルコネクションサービスの提供の開始があったとき。
 - (イ) 料金月の初日以外の日でJENSモバイルコネクションサービスの解除があったとき。
 - (ウ) 料金月の初日にJENSモバイルコネクションサービスの提供を開始し、その日に解除があったとき。
 - (エ) 料金月の初日以外の日で月額基本料の額の改定があったとき。この場合改定後の月額基本料はその改定があった日から適用します。
 - (オ) エの規定に基づく起算日の変更があったとき。
- ウ イの規定による月額基本料の日割は暦日数により行います。
- エ 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、アに規定する料金月の起算日を変更することがあります。

4. 端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

5. 消費税相当額の加算

第17条（加入料の支払義務）、第18条（月額基本料の支払義務）の規定により支払いを要する料金の額は、上記1.及び2.に規定の額に消費税相当額を加算した額とします。

附 則1

(平成14年 9月27日 総務省届出)

この約款は平成14年10月 1日から実施します。

(平成15年 5月21日 総務省届出)

この約款は平成15年 5月 22日から実施します。

この約款は平成16年 4月 1日から実施します。

この約款は平成17年 2月 2日から実施します。

この約款は平成17年 4月 1日から実施します。

附 則2

平成17年4月1日よりJENS株式会社はこの約款により日本テレコム株式会社に社名変更を行います。平成17年3月31日以前にJENS株式会社とご契約いただいているお客様は、JENSモバイルコネクションサービスの利用契約を再度締結する必要はありません。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年 12月 1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年 5月31日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年10月 1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年12月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年 1月 8日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年4月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年 8月 1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年 4月 1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年 6月 1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年11月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年 4 月21日から実施します。